

2024年10月15日

## 財務省、初の外為法・投資審査制度アニュアルレポート (年次報告書)公表

弁護士 松本 拓 / 弁護士 齊藤 三佳

### Contents

- I. はじめに
- II. アニュアルレポートの概要
- III. アニュアルレポートの公表を踏まえて

## I. はじめに

2024年9月、財務省は、「外為法・投資審査制度アニュアルレポート」(以下「アニュアルレポート」という。)を公表した<sup>1</sup>。従前より、対米外国投資委員会(CFIUS)<sup>2</sup>や欧州委員会(European Commission)<sup>3</sup>は、投資審査に関する年次報告書を公表していた。日本においても令和元(2019)年に改正された外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)の下での投資審査制度の運用開始から4年が経過し、5年目に入る今般、初めて投資審査制度に関するアニュアルレポートが公表された。アニュアルレポートは、毎年作成・公表される予定である。

## II. アニュアルレポートの概要

アニュアルレポートは、以下の構成となっている。以下、項目順に概要を説明する。

- ① 制度の概要(制度総論)
- ② 対内直接投資審査制度を巡る最近の状況
- ③ 制度執行の状況(制度各論)

<sup>1</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/fdi/annual\\_report2023.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/annual_report2023.pdf)

<sup>2</sup> <https://home.treasury.gov/policy-issues/international/the-committee-on-foreign-investment-in-the-united-states-cfius/cfius-reports-and-tables#:~:text=CFIUS%20Reports%20and%20Tables%20CFIUS%20Speeches%20and%20Other>

<sup>3</sup> [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM\(2023\)590&lang=en](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM(2023)590&lang=en)

## 1. 「制度の概要(制度総論)」

制度の概要においては、主に対内直接投資制度の概要がまとめられている。それ自体は一般的な内容のため、ここではコラム欄を紹介したい。

コラム 2「経済安全保障を巡る最近の政策上の対応」においては、「政府の政策方針は、外為法の対内直接投資審査制度の在り方を考える上で重要な指針の一つであり、こうした経済安全保障上の要請も踏まえ、不断の検証・検討の下、適時・適切に必要な投資審査制度の見直しを図っていくことが重要となっている」とした上、令和 4(2022)年 5 月に制定された経済安保推進法<sup>4</sup>、令和 4(2022)年 12 月に改訂された「国家安全保障戦略」<sup>5</sup>などが、対内直接投資等に影響を与えてきたこと、および今後も影響を与える可能性があることを示唆している。

また、コラム 3「事前届出免除制度を利用することができない外国投資家・投資類型」においては、事前届出免除制度を利用することができない投資類型のうち、「指定業種にかかる事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を目的とするもの」(対内直接投資等に関する政令 3 条の 2 第 2 項 4 号)の該当性について、「投資対象となる事業の内容や、投資家が行う行為の態様、投資家が行うことを想定している行為が事業の実施に与える影響等について、個別具体的な事情を勘案して判断する」と考慮要素を明記している。また、「外国投資家が、発行会社に対し、指定業種のうち国の安全等の観点から継続的かつ安定的な実施が求められる事業について、この事業の縮小を行うことに繋がる提案をすることを目的として、財務や営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが可能な程度の株式を取得することにより、その株式所有に伴う影響力を背景として発行会社において当該投資家の提案内容を実現せざるを得ないことになると認める場合には、本号に該当するものと考えられる」と具体的な例示もある。このように、事前届出免除制度の適用外となる投資類型に関する考え方が示されており、当局の見解を理解する上で有用であり、今後の届出申請における参考となる。

## 2. 「対内直接投資審査制度を巡る最近の状況」

この項目では、対内直接投資等の事前届出に関する最近の具体的な数値(以下参照)を紹介したい。

<p><b>審査期間:</b>平均 9.1 日(2023 年度)</p> <p><b>取下げ:</b>399 件(2023 年度)</p> <p><b>報告徴求:</b>1 件(2023 年度)</p> <p><b>無届事案:</b>238 件(2023 年度)、133 件(2021 年度)</p>
--

出典:財務省「外為法・投資審査制度アニュアルレポート」(2024 年 9 月)をもとに筆者らが作成。

審査期間については、平均 9.1 日と記載があるが、これは届出が受理されてから、クリアランスが公示されるまでの審査期間だと考えられる。現在の実務では、審査期間が長期化する場合は、当局から任意の取下げの依頼があり、届出書を取り下げ、当局の実質的な審査が完了した後に届出書の再提出を行い、その後速や

<sup>4</sup> [https://www.cao.go.jp/keizai\\_zenzen\\_hosho/suishinhou/suishinhou.html](https://www.cao.go.jp/keizai_zenzen_hosho/suishinhou/suishinhou.html)

<sup>5</sup>

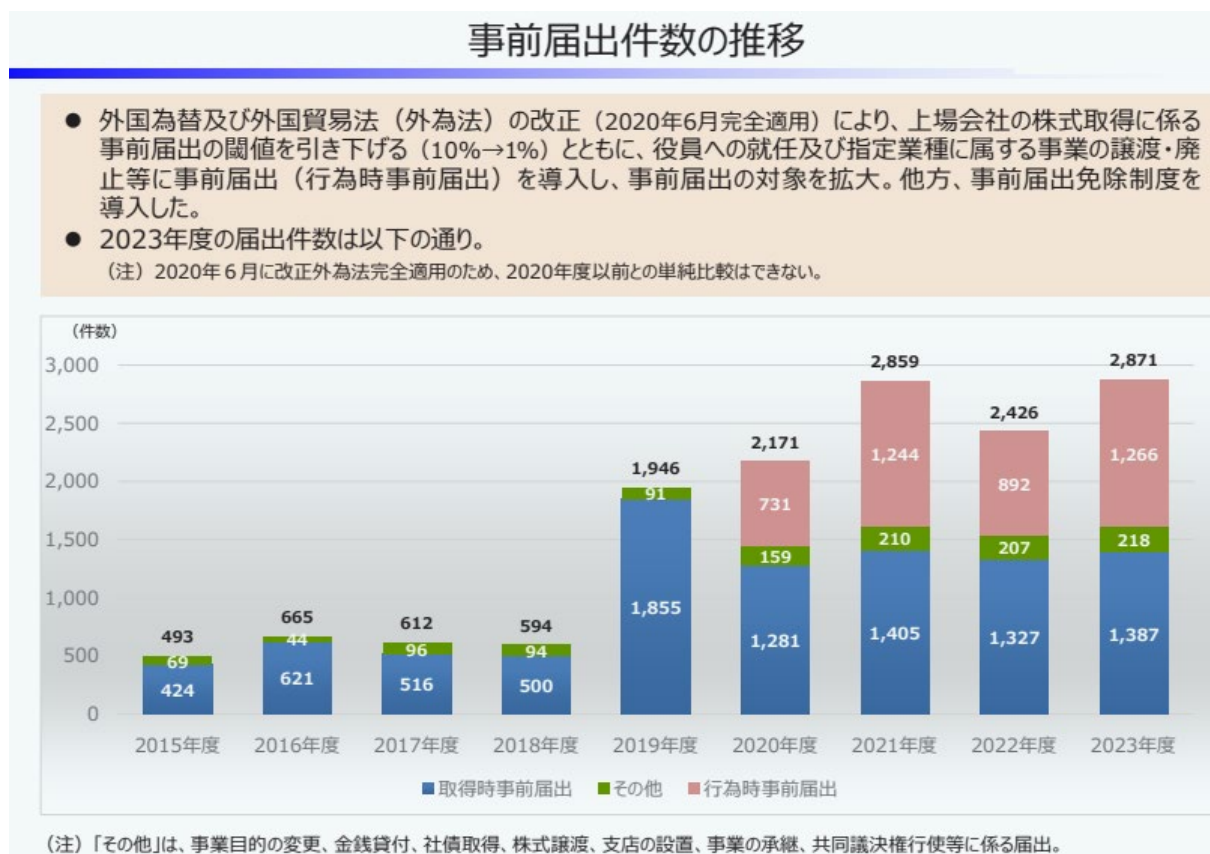
<https://www.cas.go.jp/jp/siryou/221216anzenhoshou.html#:~:text=%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E6%88%A6%E7%95%A5>

かに審査が終了するという流れとなる(実際、取下げの件数が 399 件もあることはそのことを裏付ける。)。そのため、上記の平均 9.1 日は、このような実態が反映されていない日数の可能性が高く、実務においては安易に審査が平均約 9.1 日で完了すると考えることはできない。むしろ、事案によっては任意の取下げと再提出により、通常の審査期間である 30 日を超える審査が行われることがあり得ることを前提に、具体的な事案に応じて現実的な審査期間を想定する必要がある。

また、無届事案については、当局の無届検知の取組みもあり、2023 年度は 238 件と 2021 年度の 133 件と比較し急増している。当局は令和元(2019)年の外為法改正以降、投資審査制度における審査・モニタリング体制の強化に努めており、財務省において 2020 年に「投資企画審査室」を新設し、審査体制の拡充を図っている。また、アニュアルレポートには「審査・モニタリング体制の一層の強化に努めている」との記載があり、今後も審査・モニタリングの強化がなされることが予想される。

### 3. 「制度執行の状況(制度各論)」

この項目では、対内直接投資等の事前届出に関し、最近の届出件数の推移等、最近のデータ・計数が公表されている。下表のとおり、事前届出の届出件数は令和元(2019)年改正以降急増していることがわかる。



出典：財務省「外為法・投資審査制度アニュアルレポート」(2024年9月)18頁より抜粋。

一方で、中止命令・措置命令および罰則はいずれも 0 件と公表されている。もっとも、中止命令・措置命令については、アニュアルレポートに「なお、当局による国の安全等のリスクへの対処方法としては、こうした株式売却等を命ずる措置命令の他、法令に基づく報告徴求、事前届出審査・事後モニタリングにかかる行政指導を通じた対応など、様々な方法があり、状況に応じて適切な対処を行っている」と記載されており、「中止命令・

措置命令」そのものは行われていないが、その他の方法で取引に関する対応を行っていることがうかがわれる。たとえば、当局から誓約事項の提案があり、それを外国投資家が受け入れない場合には、事前届出に関するクリアランスを出さないなどの事実上の対応が考えられる。

### III. アニュアルレポートの公表を踏まえて

冒頭でも記載したとおり、投資審査制度に関するアニュアルレポートが公表されたのは今年が初めてであり、その内容の中心は対内直接投資等(外国投資家が日本の会社の株式の取得等を行う形態)であった。また、アニュアルレポートには、審査・モニタリングの強化、中止命令・措置命令および罰則の件数も公表されていることから、今後も対内直接投資審査に関して注力していく財務省の姿勢がうかがえる。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 松本 拓 ([taku.matsumoto\\_grp@amt-law.com](mailto:taku.matsumoto_grp@amt-law.com))  
弁護士 齊藤 三佳 ([mika.saito@amt-law.com](mailto:mika.saito@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)